

件 名	亀山市議会会議規則の一部を改正する規則	議会事務局 議事調査課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和２年４月３０日付け総務省自治行政局行政課長通知）において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 （１）地方議会に係る手続きのオンライン化について、次のとおり規定の整理を行います。 ア 議会の選挙における通知のオンライン化を可能とする表示を定める規定を設けます。 イ 議会等に対し、文書等により通知することが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする規定を設けます。 ＜第３０条、新第１５９条及び新第１６０条関係＞ （２）オンラインの方法による委員会の開催等について、次のとおり規定の整理を行います。 ア オンラインによる方法で開催する委員会（以下「オンライン委員会」といいます。）に出席している委員は、出席委員に含むこととし、不在委員の規定は適用しないこととします。 イ オンライン委員会は、あらかじめ委員長に届け出ることにより、オンラインの方法により委員外議員が意見を述べ、若しくは発言し、又は紹介議員が説明することができることとします。 ウ オンライン委員会において、委員長が発言するときの規定を設けます。 エ 議案の審査又は議会の運営に関する協議等の場の開催方法の特例を定め、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例によることとします。		

＜新第 88 条の 3、第 111 条、第 112 条、第 121 条、第 134 条及び新第 157 条の 2 関係＞

(3) 議会運営の実情に合った規則の運用が図られるよう、次のとおり規定の整理を行います。

ア 議長は、特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができることとします。

イ 委員会の審査又は調査を経て報告された事件は、なお調査又は審査の必要があると認めるときは、同一の委員会又は他の委員会に付託することができることとします。

ウ 会議録の配布先、掲載しない事項及び保存年限について定めます。

エ 会議の出席委員が定足数に達しないとき又は定足数を欠くに至るおそれがあるとき若しくは欠くに至ったときの規定を設けます。

オ 議事進行に関する発言について、議題に直接関係のあるものでなければならぬ等の規定を設けます。

カ 議員が請願の紹介を取り消そうとするときの規定を設けます。

キ 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときの規定を設けます。

ク 議員が自己に関する懲罰動議等において、代理弁明を可能とする規定を設けます。

＜第 8 条、新 44 条の 2、新第 83 条の 2、新第 83 条の 3、新第 84 条の 2、新第 88 条の 2、新第 113 条の 2、第 131 条、新第 148 条の 2 及び新第 152 条の 2 関係＞

(4) その他規定の整理を行います。

＜第 6 条、第 13 条、第 18 条、第 28 条、第 43 条、第 44 条、第 48 条から第 50 条まで、第 53 条、第 72 条、第 75 条、第 78 条、第 94 条、第 108 条、第 110 条、第 130 条、第 133 条、第 135 条、第 136 条、第 137 条、第 142 条、第 144 条、第 150 条及び第 152 条関係＞

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。